

別表
一次葉

令七・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	：	：	法人名	
法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%、17%又は19%相当額	48
<p>【No. 8】 当事業年度終了の時ににおける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%又は17%）を適用していませんか。</p>				
所得の金額に対する法人税額(28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53
課税留保金額に対する法人税額(29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54
この申告が修正申告である場合の計算				
確定地方法人税額				58
還付金額				59
欠損金の繰戻しによる還付金				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	56	外		57
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((40)-(58))若しくは((40)+(60))又は(((59)-(43))+((60)-(43)の外書))				00
土地譲渡税額の内訳				
土地譲渡税額(別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税額(別表三(三)「21」)	64
同上(別表三(二の二)「26」)	63	0		00
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算				
外国税額(別表六(二)「56」)	65		控除した金額(6)	67
控除した金額(37)	66			

【No. 7】 地方法人税額の計算につき、51～54欄により計算していませんか。

【No. 3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No. 7】 65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していませんか。